

# 令和4年定例会5月会議

## 豊浦町議会会議録

令和4年5月13日（金曜日）

午後1時30分 再開

午後1時42分 散会

令和4年定例会5月会議  
豊浦町議会会議録

令和4年5月13日（金曜日） 午後1時30分 再開

---

◎議事日程（第2号）

再開宣告

開議宣告

日程第1 委員会報告

議案第28号 豊浦町総合計画策定審議会条例の一部改正について

議案第29号 豊浦町民間賃貸共同住宅等建設促進条例の全部改正について

議案第30号 豊浦町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第31号 豊浦町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について

議案第32号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算（第1号）について

議案第33号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第34号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第35号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第36号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について

散会宣告

---

◎出席議員（7名）

議長	8番	根津公男君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	山田秀人君		3番	小川晃司君
	4番	勝木嘉則君		5番	大里葉子君
	6番	渡辺訓雄君			

---

◎欠席議員（1名）

2番 木村辰二君

---

◎説明員

町	長	村井洋一君
副	町	長 須田歩君
教	育	長 吉田朋行君
代	表 監 査 委 員	菅野厚志君

總務課長	本所 淳君
地方創生推進室長	久々湊 忍君
地方創生推進室長補佐	竹島 英和君
町民課長	長谷部 晋君
産業観光課長	藤原 弘樹君
建設課長	竹林 善人君
建設課主幹	佐藤 一貴君
生涯學習課長	杉谷 佳昭君
総合保健福祉施設事務長	井上 政信君

---

◎事務局出席職員

事務局長	荻野 貴史君
書記（会計年度任用職員）	熊坂 早智恵君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、こんにちは。

休会前に引き続き、定例会 5 月会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 7 名であり、法第 113 条の規定による定足数を満たしております。

よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎議案第 28 号から議案第 36 号

○議長(根津公男君) 日程第 1、予算審査特別委員会の委員長より、付託した案件についての審査が終了した旨の報告がありましたので、これを受けることといたします。

付託案件の議案第 28 号 豊浦町総合計画策定審議会条例の一部改正について、議案第 29 号 豊浦町民間賃貸共同住宅等建設促進条例の全部改正について、議案第 30 号 豊浦町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第 31 号 豊浦町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第 32 号 令和 4 年度豊浦町一般会計補正予算(第 1 号)について、議案第 33 号 令和 4 年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について、議案第 34 号 令和 4 年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について、議案第 35 号 令和 4 年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について、議案第 36 号 令和 4 年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会勝木委員長、登壇を願います。

○4 番(勝木嘉則君) 本委員会に付託された審議案につきましては、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 72 条の規定により報告いたします。

予算審査特別委員会委員長報告。

5 月 10 日、予算審査特別委員会が設置され、当委員会に付託された

議案第 28 号 豊浦町総合計画策定審議会条例の一部改正について

議案第 29 号 豊浦町民間賃貸共同住宅等建設促進条例の全部改正について

議案第 30 号 豊浦町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第 31 号 豊浦町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 32 号 令和 4 年度豊浦町一般会計補正予算(第 1 号)について

議案第 33 号 令和 4 年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について

議案第 34 号 令和 4 年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について

議案第 35 号 令和 4 年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について

議案第 36 号 令和 4 年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第 1 号)について

当委員会に付託された議案第 28 号から議案第 36 号の審査につきましては、5 月 10 日から 11 日の 2 日間にわたり委員会を開催し、個別質疑等を通じて疑問点を質しながら、詳細かつ慎重に行った結果、各議案をいずれも原案どおりとすることに決しました。

このほどの各会計の補正予算は、1 月の町長選挙による骨格予算に引き続き、肉づけ予算としての政策的予算であり、当委員会はこれらの政策的予算に関する審査を任務とするものでし

た。

委員会審査の結果といたしましては、以下の附帯意見をつけます。

①一般会計予算においては、歳入歳出総額に6億7,430万7,000円を追加し、特別会計を含む予算総額を前年対比2億751万5,000円増の82億8,510万3,000円とした。財源調整に繰入金4億190万3,000円と繰出金8億5,098万円を計上、さらに、投資的事業を含め町債5億2,760万とした予算である。一方、積立金残高は25億5,531万円の見込みで減少傾向にある。地方債の借入金残高は、特別会計を含め92億1,512万3,000円の状況で、借入金償還は特別会計を含め今後5年間は毎年約9億円から10億円の償還となる。よって、財政運営には、自治体経営の感覚を身につけ、事業遂行に取り組むこと。また、最少の経費で最大の効果を上げるよう、地方財政の精神に着眼し、一般財源の財源配分を見直し、工夫すること。特に投資的事業については補助対象事業に組み入れること。

②JR豊浦駅トイレ等の改修は、多くの町民が利用することもあり、JRと少しでも早く解決方法を見だし、実施すること。

③豊浦町の総合計画及び総合戦略策定に当たっては、さらに精査すること。

④除雪サービス事業においては、利用者、サービス提供者の利便性を考えること、また、屋根の雪等の固まった雪についても安全性を考慮しながら対応する方法を検討すること。

⑤中山間地域直接支払交付金事業補助金については、方策を精査し、耕作放棄地の未然防止や担い手育成のため、適切に活用されているか、なお一層、事業効果を検証すること。

⑥地域循環型土づくり支援事業については、液肥の使い方をよく考え、必要以上のpH値にならないよう、土壌の成分分析を小まめに行い、どのような作物に適するのかが、事業による土づくりの効果を検証し、液肥の利用を拡大できるよう、関係機関の協力を得ながら、なお一層精査すること。

⑦いちご豚肉まっりの予算計上においては、既に中止が知らされているのに実施することを前提とした予算計上がなされている。予算の適正化が疑問視され、早期に減額補正すること。

⑧住宅費においては、改修金額をなお一層精査すること。

⑨中央公民館改修工事においては、トイレを利用する立場に立って、女子トイレや多目的トイレのスペースを十分に確保するよう設計を見直し、必要に応じて予算を増額すること。

以上の意見があったところです。

審査に当たり、資料の訂正や予算計上に不明確な点が多く、不十分な説明が行われるなど、全体の審査に支障を来すことが散見され、資料の適切性や正確性に努めることとともに、簡潔明瞭で、かつ十分な説明を行うよう、今後の課題として言い置きします。

町理事者におかれましては、これらの附帯意見に留意され、町民の生活への適切な予算の執行に努めていただくとともに、町民負担の軽減と財産運営の安定のため、経費の節約など、一層の工夫・努力を求めることを申し添えて、委員長報告といたします。

令和4年5月13日。

予算審査特別委員会委員長勝木嘉則。

以上です。

○議長（根津公男君） 勝木委員長、大変お疲れさまでございました。

予算審査特別委員会の委員長報告が終わりました。

議案第28号から議案第36号に対する質疑については、議長を除く全員で構成する特別委員会における付託議案の審査であることから、議会の運営に関する基準第7章第1節第2号の規定に基づき、これを省略し、直ちに討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決については、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、採決については、起立により行います。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会に付託された議案第28号から議案第36号については、委員長報告のとおり決することに賛成する方のご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(根津公男君) 起立多数です。

よって、議案第28号から議案第36号については、委員長報告のとおり決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

#### ◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年5月13日

議 長

署名議員

署名議員